



Title	テレビフォーマットの著作権による保護
Author(s)	村上, 画里
Citation	阪大法学. 2018, 68(1), p. 153-178
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87141
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

テレビフォーマットの著作権による保護

村 上 画 里

一 はじめに

本稿は、近年増加傾向にある、テレビ番組の販売形態であるテレビフォーマットについて著作権法の側面から検討するものである。取引が増加しているとはいえ、テレビフォーマットという用語自体、世界中のどの国の法律にも定義規定がない。そのため、本稿で議論の前提とするテレビフォーマットをどのようなものとするのかを暫定的に定義したうえで、検討を進めることにしたい。議論の前提として定義するのは、テレビフォーマットと一言で言っても、放送関係者でさえテレビフォーマットを多様な意味合いで捉えているからである。例えば、日本のバラエティ番組におけるお笑い芸人のギャグやジョークを外国語に直訳しても、外国人に対しては意味が通じないような場合に、現地の人が理解できる形でテロップ等に修正を加えること等をテレビフォーマットと呼ぶ人もいれば、テレビフォーマットを過去に放送された番組のリメイクであると捉える人もいる。⁽¹⁾もともと、放送関係者の間において、テレビフォーマットが成功した番組のノウハウを用いることであるという点で理解は共通していると言えるであろう。そこで、本稿においては、テレビフォーマット概念には、単純なテロップの修正及びリメイクは含ま

れないものとして取り扱う。そもそも、リメイクやテロップの解釈の変更等は、現著作物が存在しているからこそ成立するものであり、リメイクや新たな解釈により創作性が加わったものは二次的著作物として著作権の保護が及ぶと考えられるからである。本稿では、テレビフォーマットとは、テレビ番組そのものではなく、番組のアイディア・コンセプト・セット等からなるパッケージのことを意味するものとして取り扱う。とりわけ、そのパッケージは、成功した番組のノウハウであるということを前提とし、それに基づき、外国における制作スタッフ及び出演者によって地元向けの番組制作をする手法であるものとして議論を進めていくことにする。⁽²⁾ すなわち、本稿で念頭において議論するテレビフォーマットを活用した番組とは、例えば、日本において、イギリスのクイズ番組のコンセプトを活用して制作された「クイズ\$ミリオネア」(英題: WHO WANTS TO BE A MILLIONAIRE)、日本で放送されていた料理対決番組「料理の鉄人」が諸外国において、出演者や対決ルールを変更して放送されているが、このような手法で制作された番組である。このようなテレビフォーマットを活用して制作された番組に関して発生する問題を本稿では検討していきたい。具体的には、テレビフォーマットの模倣がなされた場合、テレビフォーマットの著作物性は認められるかそして、認められる場合に、著作権による保護を及ぼすことができるかという点について考察していく。

テレビフォーマットの紛争について言えば、日本国内では、いまだに裁判となった例はないが、近年になって、日本の番組のテレビフォーマットが海外で模倣されたケースが見受けられるようになった。⁽³⁾ そして、日本国内でテレビフォーマットの模倣行為が発生した場合は、日本法による解決が必要となる。この問題に関しては、日本における研究が決して進んでいる状態にはない。⁽⁴⁾ そこで本稿では、アメリカのテレビフォーマットに関する裁判例を紹介しながら、日本におけるテレビフォーマットの保護可能性について議論を進めることとする。

もつとも、テレビフォーマットの保護それ自体を著作権で行うことに、様々な障害が存在しているため、積極的な保護可能性は見出し難いことが、テレビフォーマットの重要な問題であると指摘することができるであろう。なぜならば、テレビフォーマットは、番組それ自体ではなく、番組の「アイディア」のパッケージを販売するビジネススキームであると捉えることができるためである。すなわち、フォーマットは、「アイディア」からなり、著作権法が保護する「表現」とは言えないとの帰結に至ることは、どの国においてもありうるものであると考えられるであろう。実際に、外国におけるテレビフォーマットをめぐる裁判例をみると、例えば、テレビフォーマット権の立法に失敗したイギリスでは、テレビフォーマットを独占させること自体に懐疑的であり、保護に否定的な態度を貫いている。⁽⁵⁾

このようにテレビフォーマットの保護については、否定的な態度をとる国もあるなか、テレビフォーマットの取引規模自体は非常に大きなものとなっている。二〇〇六年から二〇〇八年の間、テレビフォーマットの取引規模は九三億ユーロとのデータがあり、現在ではおそらく取引額はもつと増加しているのではないかと推測されるのである。⁽⁶⁾取引規模からは、テレビフォーマットを開発したテレビ局、番組制作会社は、テレビフォーマットの開発に相当規模の投資をしていることが推測され、投下資本保護の必要性も存在している。テレビフォーマットの模倣行為が発生すると深刻な損害をもたらすため、その場合の救済策を模索しなければならない。本稿では、アメリカの裁判例から示唆を得ることにより、日本におけるテレビフォーマットの著作権による保護手法について考察をする。

二 アメリカにおける裁判例

本稿では、テレビフォーマットが模倣された場合の著作権による保護可能性について、アメリカの裁判例を比較

対象として示唆を得ることとしたい。アメリカを参照するのは、テレビフォーマットに関する裁判例は、世界的規模で観ても、その過半数がイギリス及びアメリカで生じているからである。⁽⁷⁾ そのうち、イギリスは、冒頭に述べた事情から、その保護に否定的である。そのため、本稿では、テレビフォーマットについて紛争の多いアメリカの事件のうち著作権について取り扱ったものを紹介することにする。

1 Fox v. CBS⁽⁸⁾

この事件は、Fox FamilyとCBSの間で生じたものであり、Foxの“Race around the World”のプロデューサーがCBSの番組“The Amazing Race”の著作権侵害をしていると主張して差止を求めたものであった。FoxはCBSがFoxのテレビフォーマットを着服したという主張を行なったが、著作権に関する請求は検討されずに差止請求は否定された。そもそも、この事件では、著作権の問題としてテレビフォーマットの模倣行為が取り上げられなかったということである。最終的には、裁判は自主的に取り下げられた。

2 CBS v. Fox⁽⁹⁾

先に紹介したFox v. CBSの後まもなく、CBSが番組“Survivor”に似るFoxの“Bootcamp”が著作権侵害をしているとして訴えを提起した。

Survivorの番組内容は、「俳優ではない参加者を過酷で不慣れた環境に置く『リアリティ』シリーズであり、様々な課題を達成するためにチーム一丸となって競技に取り組むことを要求するものである。」。判決に記述された内容によると、番組は以下のような特徴を持つ。

「番組は複数のエピソードからなり、各エピソードの終わりに、『儀式化された脱落式 (elimination ceremony)』が開催され、競技から一人のチームメンバーを脱落させるために投票が行われる。各参加者の究極の目標は、一〇〇万ドルの金賞を獲得することである。グループチャレンジの間には、個々の参加者がゲームをするための戦略や他の参加者との社会的関係について話し合うプライベートインタビューがある。⁽¹⁰⁾」

CBSは、番組間の潜在的な類似性について主張した。具体的には、*Bootcamp*は、*Survivor*のように、参加者を過酷で、不慣れた環境に置くことにより、様々なチャレンジにおいて競争させるものであること、そして、儀式化された脱落式が執り行われるという点について類似性を指摘した。さらに、実質的類似性の基準において、CBSは、*Bootcamp*が類似した音楽及び撮影技法を用いていることも主張した。しかしながら、この事件も、裁判所が検討に入る前に非公開の和解契約 (confidential settlement agreement) が締結され、訴えは棄却された。

3 CBS v. ABC⁽¹¹⁾

この事件は、先に紹介した事件と同様にCBSの*Survivor*がテレビフォーマットを模倣されたとして訴えを提起したものである。この事件におおむねCBSは、ABCの“*I'm A Celebrity, Get Me Out Of Here*” (以下、“*Celebrity*”) が、*Survivor*のテレビフォーマットの著作権を侵害したものであると主張した。CBSは、“*Celebrity*”が参加者のグループを遠隔地に置き、参加者に挑戦させ、挑戦の勝者に報酬を与えるという点、各エピソードの終わりに一人の参加者を脱落させるという点が*Survivor*と類似していると主張した。

これに対して、裁判所は、CBSのテレビフォーマットは、著作権の問題として取り扱うには適当ではないものであり、素材は一般的な構成要素から成り立っていると見て、請求を棄却した。⁽¹²⁾ 具体的には、著作権法の基礎をな

す目的を確認しながら、番組を構成するプレゼンテーション又は表現の要素を考慮しないで、一般的な要素の組合せについて保護を与えることは、イノベーションを阻害することになり、番組を生み出す創造的なプロセスを妨げるおそれがある⁽¹³⁾。

また、判決は、編集におけるコンセプトを認めつつも、CBSは、一般的な素材を組み合わせることに、一定の独創性や創造性を証明することができなかったことを指摘した⁽¹⁴⁾。加えて、*Celebrity*には、*Survivor*にはない重要な構成要素が加えられている点が指摘され、*Celebrity*はテレビフォーマットの一般的な要素をオリジナルの方法で表現したというABCの考えが支持された⁽¹⁵⁾。

4 *Barris/Fraser Enterprises v. Goodson-Todman Enterprises* ⁽¹⁶⁾

テレビフォーマットの制作者が勝訴したケースとして、*Barris/Fraser* 事件がある。この事件は、原告のテレビショー“*Bamboozle*”が被告の有名なテレビショーである“*To Tell the Truth*”を侵害するものか否かが争われた。判決によると *Bamboozle* は次のようなゲームショーである。

「*Bamboozle* は、二人の有名な、一人の一般人で構成されるパネル、三人のトリックスター (*bamboozlers*)、セレモニーマスターでゲームを進行するものである。三人のトリックスターは、各々奇想天外な話をし、そのうち一つが真実のものである。パネルは、奇想天外な話を特定する役割を担う。その後、一般人が二人の有名な名人の助言に基づいてどれが真実であったか投票する。一般人又はトリックスターは、投票に基づいて賞金を得ることができる。ショーのおわりには、真実を述べた者が明らかにされ、奇想天外な出来事が実証される⁽¹⁷⁾。」

これに対して、“*To Tell the Truth*”は、質問者からなるパネルが、三人の「ライアー」(*liars*)と一人と真実を

医であること、いずれもロサンゼルス内の郡の病院であり、アフリカ系アメリカ人のスタッフが多いこと、番組は、貧困や人種問題、都市の腐敗などを扱っているという点において共通していた。

被告は、著作権法においては、一般的な構成は保護されないと主張したのに対して、裁判所は、相当数の保護されていない特定の要素の配列それ自体が保護可能な要素となりうると述べた⁽²¹⁾。もつとも、この事件では、原告の著作物への実質的アクセスの証明が、実質的類似性を認めるための重要要素となつたと考えられるであろう⁽²²⁾。判決は、認識可能なパターンにおける多くの一般的な要素は、著作物性が認められるものであり、著作権侵害を決定する際の外部テストを通過するために十分であると述べた。

6 After *Metcalf*

テレビフォーマットが保護されうる可能性を示した *Metcalf* 事件以後、続く裁判例は、同事件の判断を限定的に捉えている傾向が見受けられる。

Sabat 事件⁽²⁴⁾では、保護されていない要素に対しては著作権の保護を与えうるが、保護されていないあらゆる要素に対して自動的に著作権による保護を与えられるというのは誤りである旨が示された。その代わりに、保護の可能性がある場合について示された。すなわち、各要素が多数からなり、その選択と配列に創作性がある場合にのみ、各要素の組合せは、創作者の著作物を構成するものとなる⁽²⁵⁾ことが示された。つまり、各要素の組合せが著作権法上の保護適格を有することが確認されたのである。

Rice 事件⁽²⁶⁾では、*Metcalf* 事件についてより掘り下げた解釈がなされた。この事件では、原告が、その著作物であるホームビデオ“*The Mystery Magician*”の著作権を Fox に侵害されたと主張したものであった。“*The Mystery*

Magician”は、マスクをしたマジシャンの様々なトリックがどのように実演されているのかを明らかにするものである。Foxは、特定のマジックトリックの背後にある秘密を明らかにする、原告と類似の作品を特別番組として制作した。判決は、主張された類似点が一般的な類似点以上のものではないこと、そして、当該類似点は、マージャー理論とありふれた情景の理論によって排斥されるものであることが示された。また、裁判所は、主張された類似点が抽象的すぎて著作権侵害の主張を認めるに足りない」と述べた。⁽²⁷⁾

Rice 事件判決は二つの点において *Mercalf* 事件と区別されることが示された。第一に、*Mercalf* は、偶然には生じない類似性が示されたのに対して、*Rice* 事件では、一般的類似性について同じパターンが含まれていなかったことが指摘された。⁽²⁸⁾ 第二に、*Rice* 事件では、*Mercalf* 事件を反比例の原則に基づくものとして解釈したことが指摘された。⁽²⁹⁾

7 小括

アメリカにおいて、テレビフォーマットは、著作権による保護が認められた裁判例が複数存在しており、主に二つの観点から保護が認められる可能性があることが明らかとなった。

第一に、そもそも本や曲となる単語や音符の創作的な組み合わせと同じように、様々な要素からなるテレビフォーマットを著作物一般と同様のものとして保護が可能であると位置づけることにより保護を与える方法である。

第二に、テレビフォーマットの構成要素が保護対象でないとしても、その選択と配列に創作性がある場合に保護を与えるというものである。この考え方を前提として、一般的構成要素が多数ある場合にのみ保護を与えるものがあり、対比される要素の類似点が抽象的過ぎる場合には、マージャー理論とありふれた情景の理論によって保護を

受けられないものであるということについて示唆を受けることができた。つまり、選択と配列に創作性が認められる場合であっても、実際に保護を受けられる場合は極めて限定的なものとなっているということである。

一方で、テレビフォーマットが著作権で保護されないのは、テレビフォーマットがそもそも、著作権の問題として捉えられなかった場合、そして、テレビフォーマットが単なる一般的要素の組み合わせからなる独自性や創造性がない場合であった。テレビフォーマットが保護されない場合は後述する日本法においてもそのままではめられるものと位置付けられるであろう。

三 日本法におけるテレビフォーマット保護可能性

1 バイブルの著作権による保護

テレビフォーマットが、日本の著作権法上受けうる保護についてどのようなものが考えられるのか、アメリカの裁判例における議論を参考にしながら検討を進めていくことにしたい。

まず、現行の日本法で考えうる保護枠組みについて整理をしていきたい。日本においては、「表現」そのものを著作権法で保護するため、番組のセットそれ自体に美術の著作物と同視できるような要素があれば、単独で保護しうるものはあるとは言えるであろう。しかしながら、抽象的な出演者の構成、番組の進行方法それ自体は、やはり、アイデアの範疇を出ないものも多いと捉えられるであろう。例えば、テレビフォーマットが、番組の企画・コンセプトに過ぎず、具体的な進行方法、出演者のセリフ、番組セット等のデザイン、音楽・効果音、その他の制作ノウハウをひとまとめにしたものであるとするとそれはアイデアの範疇のものであり、著作物に該当しないと考えるのが自然な理解といえるであろう。⁽³⁰⁾

もつとも、テレビフォーマットが保護可能であるとして、テレビフォーマットによる制作の説明書であるといわれるバイブルは、言語の著作物としての保護が可能であり、バイブルに基づいて制作された番組は二次的著作物（著作権法二条一項一―号）として位置付けることで保護をすることができるであろう⁽³¹⁾。このほか、アメリカの裁判例でみられた選択・配列に創作性があるというキーワードからは、日本法にいう編集著作物（著作権法二条一項）を想起することができ、日本法においてテレビフォーマットを編集著作物としての保護可能性を検討する上で参考となるであろう⁽³²⁾。

以下では、日本において番組制作に関して制作に用いられたテーマや素材の模倣が問題となった事例を紹介しながら検討を進めていく。

2 番組制作に関する裁判例

(1) ストーリー展開とテーマ設定の保護

テレビフォーマットを構成する諸要素については、アメリカでは、本や曲となる単語や音符の創作的な組み合わせと同じように、装置、実演のアイデアの選択について保護が可能であるとする考え方が見受けられたが、日本でこのような考え方は採用しうるものであろうか。

参考になる裁判例として武蔵MUSASHI事件⁽³³⁾を挙げることができる。同事件で、原告は、村人が侍を雇って野武士と戦うというストーリー、脚本上の各場面、登場人物、戦場及び合戦場面の情景描写について類似性を指摘した。この主張に対して裁判所は、結論としてはストーリー上の共通点はあるとしながらも、ストーリー展開における類似性とテーマ設定における類似性を否定した。

ストーリー展開については、原告の「七人の侍」の脚本は、農民や侍たち等の複数の視点からストーリーが展開され、侍たちが農民と協力して野武士を撃退するというものになっている。これに対して、被告の「武蔵 MUSASHI」の脚本においては、主人公の武蔵を軸にその視点からストーリーが展開されている点や武蔵がほとんど独力で野盗の頭領を倒すものとなっている。これについて裁判所は類似性を否定した。

さらに、テーマ設定については、「七人の侍」テーマは、非力な農民のしたたかさ、力強さがうたい上げられているのに対し、「武蔵」テーマは、青年武蔵が己の強さを自覚し生き抜く誓いをたてるという一人の人間の成長の物語という点でテーマ自体が異なることが指摘された。

以上の判断から、裁判所は、ストーリー展開やテーマが異なれば、ストーリーの概要（あらすじ）が類似しているとしても「表現上の本質的な特徴」を直接感得するものではないと捉えたものと言えるであろう。つまり、番組の概要の模倣がなされたとしても、番組の展開、テーマの相違があれば、翻案権侵害とはならないというのである。

同様の問題について、同一企画案に基づくシナリオについて翻案権侵害の成否が争点となったザ・心臓事件⁽³⁴⁾では、原告・被告の両シナリオは、バブーンの心臓の人間への移植手術を共通テーマとし、原告のシナリオでは、息子、被告シナリオでは夫を助けたいと思う主人公の気持ちについて、主人公が息子又は夫へ通常の心臓移植手術を受けさせることのできないことの葛藤を描くものであった。この事件においては、全問正解した人に希望するあらゆる商品を与えるというクイズ番組に出演した主人公が、その商品として心臓を希望し、テレビ取材を条件としたテレビ局の資金援助によりアメリカに行き、アメリカの病院において、息子又は夫に心臓移植を受けさせることになること、医師団の説得により主人公がバブーンの心臓の移植手術を受けさせることを決意するに至ったという点を除

き、サブテーマ、登場人物のキャラクター、ストーリー展開等に相違が見られた。

裁判所は、上記の諸点について、被告シナリオは基本的な枠組みにおいて原告シナリオと類似しているもの、サブテーマ、登場人物のキャラクター、ストーリー展開等において、原告シナリオと異なりそれ自体独自性を有するのであり、被告シナリオについて独自性を有する部分は、原告シナリオと別個独立に執筆されたものであって、「全体として原告が原告シナリオについて有する翻案権の侵害を構成しないものといわざるをえない。」と述べて原告の著作権侵害の主張を退けた。

この事件においても、ストーリー展開についての類似性が否定されたことが結論に影響を与えている要因の一つと位置付けられるように思われる。なお、この事件の結論は、特殊事情、すなわち原告が被告に対してシナリオの利用許諾を与えていたことが著作権侵害を否定する事情として影響していたことも大きかったといえるであろう。

以上で紹介した判決は、いずれも、ストーリー展開・テーマが類似している場合について取り扱ったものであり、両要素において類似している場合は原著物の表現上の本質的特徴を直接感得していることができることになる。そうであるとすれば、テレビフォーマットについても、脚本等においてストーリー展開、テーマの類似性が高い場合にはフォーマット制作者は著作権法上の保護を求めうる可能性があるとも言えるかもしれない。もともと、これは、ドラマのように脚本があるテレビフォーマット、筋書きが明確なテレビショー等のようにバイブルに相当するものが存在する場合について保護を受けうるということであって、全てのテレビフォーマットが二次的著作物としての保護を受けられるわけではないと言えるであろう。例えば、リアリティーショーのように、番組の出演者とのやりとりがインタラクティブなものであって、ストーリー展開があらかじめ想定されていない場合は、結果として、番組のコンセプトにおいて共通しているものがあるとしても、理論的には非類似であるとの結論が避けられ

ないように思われる。リアリテイーショーのようなテレビフォーマットについては、保護を受けるための別の法律構成を考える必要があるといえるであろう。

(2) 編集著作物としての保護

(一) 編集著作物の「素材」

次に、複数の要素の選択・配列に創作性がある場合に、保護が認められるとした考え方について日本法への導入可能性を検討していきたい。テレビフォーマットに関して編集著作物と捉えた裁判例は見受けられないのであるが、編集著作物の対象となりうる「素材」、素材の変更という観点から、テレビフォーマットの編集著作物としての保護可能性を検討していく。

日本法には、素材の選択又は配列に創作性がある場合に著作物性を認める編集著作物（著作権法一二条一項）の規定がある。アメリカの裁判例に見られる「素材の選択・配列の創作性」という表現からは、日本における編集著作物としての保護可能性を想起することができ、アメリカ法から得られるヒントがあるのではないかと思われる。そこで、日本において、テレビフォーマットの要素である各要素の選択・配列について編集著作物としての保護可能性があるのか検討していきたい。

テレビフォーマットの編集著作物該当性を検討するに当たっては、まず、テレビフォーマットを構成する「素材」について対象となるものを明らかにしておきたい。東京版職業別電話帳を例に説明すると、会社名、業種、電話番号、住所というデータのそれぞれを「素材」と解するのか、会社、業種、電話番号、住所という抽象的な要素を「素材」と解するのかということである。前者であれば、大阪版の職業別電話帳を無断で作成しても、大阪版に掲載された個々の素材は別のものであるため、著作権侵害は成立せず、後者であれば、著作権侵害が成立するとい

うことになる。後者に関しては、選択・配列の方針・基準に対しての保護をする結果を導くため、アイデアとの境界が当然に問題となってくる。このような論点がテレビフォーマットについても、同じように当てはめられるものであるのか、裁判例を概観していく。

THE WALL STREET JOURNAL 抄訳事件⁽³⁵⁾は、「新聞記事の編集とは、記者の作成した記事原稿という媒体を取捨選択することによって、伝達すべき出来事自体を取捨選択しているものといふべきである。そうすると、選択・配列の対象となる素材は、一方では記者の作成した記事原稿そのものであるが、また一方では原稿を媒体として記者が伝達しようとした出来事自体であるといふことができる。このように出来事自体を著作権法の『素材』と考えることができることは、旧著作権法一四条本文が『数多ノ著作物ヲ適法ニ編輯シタル者ハ著作物ト看做シ其ノ編輯物全体ニ付テノミ著作権ヲ有ス』と規定して、編集の対象が著作物である場合に限って編集著作権の成立を認めたのに対し、現行著作権法がこの規定を改め、『素材』との表現を用いていることから明らかである。」と判示された。つまり、この事件における、「素材」は「各記事」という具体的な内容であったということである。

同事件で問題となっている素材が各記事であることを前提として、裁判所は、原告の新聞の特定の日付の紙面のほぼ全部について記事を要約したものを紙面と同様の分類・順序に配列した被告の文書について類似性を肯定した。一定程度抽象化された素材について、類似性が認められたものと評価することができる事例であると位置づけられるであろう。類似性を肯定する理由としては、被告の文書が原告の新聞記事に依拠しているものであること、被告文書の内容が原告の記事において表現された客観的出来事に関する記事と共通していること、記事等の配列と類似していることが掲げられた。

知恵蔵レイアウト事件⁽³⁶⁾で問題となったのは、年度版用語辞典のレイアウトについて「素材」となりうるかどうか

という点であった。原告は、知恵蔵の素材として柱（註…版面周辺余白に印刷された見出し…村上）、ノンブル（註…頁数を表す数字…村上）、ツメの態様、分野の見出し、項目、解説本文等に使用された文字の大きさ、書体、使用された罫、約物の形状（註…文字・数字以外の各種記号活字の総称…村上）、紙面における「新語話題語」、「用語」、「ニュートレンド」、「F情報」及び写真・図表の配列等を主張した。

裁判所は、知恵蔵が年度版用語辞典であるという、著作物としての性質、目的から原告の主張する要素が素材であるかどうかを検討した。

判決は、「一定の分類法によって配列されることによって、検索の便を図るとともに、相互の関連性が示された各用語の意味の文字による解説とそれを補うための写真・図表という表現された内容こそ価値がある年度版用語辞典という本件知恵蔵の性質、目的に照らせば、著作物としての本件知恵蔵の素材の選択、配列の創作性は、前記のような素材を前記のとおりどのように分類し、どのような順序で配列したかにあるのであって、原告主張のような紙面上の余白と文字や写真・図表の配置、文字を何段組みで一行何字、一段何列とするか等は、編集物である本件知恵蔵の創作性に何らかかわるものではない。」と述べて、検索の便宜としての工夫である柱、ツメ、書体、記事及び写真・図表の配列それ自体に創作性がないことを示した。

色画用紙見本帳事件³⁷⁾では、編集著作物の定義から、保護対象となりうる「素材」が明らかにされた。著作権法二条一項は、編集物で素材の選択・配列に創作性があるものを保護する規定であるが、これは、「素材の選択・配列」という知的創作活動の成果である具体的表現を保護するものであり、素材及びこれを選択・配列した結果である実在の編集物を離れて、抽象的な選択・配列方法を保護するものではない。当該編集物が何を素材としたものであるのかについては、当該編集物の用途、当該編集物における実際の表現形式等を総合して判断すべきである。」と

判示された。同事件では、色画用紙の見本帳を作成した原告が、色彩及び色名の選択について創作性があると主張した事件であった。問題となった見本帳には、表紙に原告の会社名及び商品名の記載があり、見開きには、全五二色の色画用紙に対応する五二の紙片と、裏表が異なる色画用紙に対応する八の紙片が、それぞれ一覽できるように貼付され、各紙片の左横に色名及び色番号が示され、上部には、用途及び規格についての記載があった。原告は被告の作成した見本帳が原告見本帳に依拠したものであると主張したが、「原告見本帳の素材は、原告取扱商品についての情報であり、当該商品のすべての種類についての情報を掲げている以上、その商品情報の選択について創作性を認めることもできない。」として請求は棄却された。

色画用紙見本帳事件からは、編集著作物における素材とは、色彩・色名という抽象的な選択・配列方法は保護対象とはされていないことが示された。もつとも、この事件においては、問題とされた色見本帳には、商品情報である全ての商品の情報が記載されていたことから、商品情報の選択自体に創作性がなかったものである。

これに対して、四谷大塚問題集事件判決⁽³⁸⁾からは、一部の素材の抽象化を許容することを示したものであることが読み取れる。同事件では、学習塾における各教科各一回分の問題が編集著作物を構成するものとされている。これらの各教科一回分の問題は、原告独自の創意により考案した二年間にわたるカリキュラムに基づいて、一回ごとの出題についてその範囲いわゆるジャンル分けを行ない、その題材が選択されたものであった。原告問題は、問題ごとにジャンル分けした題目が付されること、問題の配列は難易度順に配列されていること、同じジャンルの問題については、難易度に応じて三種類のクラス分けがされ、易しい問題の組合せからA〜Cに分類されていること等の基準の下で創作されたものであった。

被告問題については、原告の各回問題と比較する形で侵害成否が検討されているが、被告問題の中には、原告が

同日に行った二つのテストの出題から設問を抽出して利用されたものもあった。具体的には、被告問題1は、原告女子用問題1、被告問題2は、原告男子用問題2というように組み合わせられて利用されていた。

従来、侵害を否定する例では、素材自体の選択・配列にそもそも創作性がないとされたもの、被告において素材が変更された場合は、客観的出来事に関する記事と共通していること、記事等の配列と類似している場合に侵害を認めるものが存在している。

裁判所は、四谷大塚問題集事件での前述のような組合せ問題について、「設問の取捨選択の対象となった原告問題（合不合判定テスト問題）は、いずれについても同じ日に実施されたものであるとともに、……中略……入試を間近に控えた時期に行われる入試予想問題あるいは日曜教室における指導の集大成ともいふべき問題であるから、男子用問題と女子用問題はともに密接な関連を有しているものと認められる。」「被告問題の設問の順序は対応する男子用問題あるいは女子用問題の設問の順序に従っており、設問の合計数も原告問題と同じとなっており、被告独自の観点から設問の順序を変更し構成し直したのではないから、……中略……原告の男子用と女子用の問題を組み合わせた被告問題は、それぞれの問題の選択と配列に関する創作性を再生したものと認めるのが相当である。」「四谷大塚問題集事件判決は、素材の抽象化を認めつつも、素材の表現の共通性についての考慮が示されていること、及び、配列の同一性が認められ、原告・被告の著作物全体が共通している場合に侵害を認めるというものであり、素材の共通性が認められない場合や、全体の利用が認められない場合に侵害が肯定された事案ではないことに注意しなければならない。⁽³⁹⁾

これまで取り上げた編集著作物に関する裁判例には、素材に関して抽象化された素材の選択・配列について保護を認めないものと、抽象化を一定程度認めるものの二つの立場が存在していた。そして、後者の立場であっても、

一定の素材の共通性・同一性について考慮されており、著作物の全体的な利用が共通している場合に侵害が認められるものである。素材の抽象化を認めない例は、素材自体が抽象的すぎるために、著作権による保護を与えることがはばかれるようなものであったと位置付けられるであろう。例えば、色画用紙見本帳事件における素材は「色」の名称であり非常に抽象化されたものであった。そのようなものに著作権を与えると第三者の著作物利用が害されるおそれが生じるであろう。テレビフォーマットの場合も、素材が「素人が出演するクイズ対決」というレベルで抽象化された要素であるときは当然保護は与えられないであろう。

以下では、ここまでに紹介した編集著作物の裁判例の考え方を参考にしてテレビフォーマットが編集著作物として保護されるのかについて検討していきたい。

(二) テレビフォーマットの素材と編集著作物該当性と編集著作権侵害の判断

テレビフォーマットについて編集著作物としての保護可能性を考える場合は、そもそもテレビフォーマットにおける「素材」が何であるのかを意識しなければならない。例えば、有名な料理対決番組である「料理の鉄人」におけるフォーマットを考える場合、フォーマットの素材として、鉄人の選出及び選出基準、挑戦者の選出及び選出基準、対決ルールの決定、食材の決定、審査委員の決定基準、テーマ音楽、司会者等を番組の構成素材として抽出することができる。このうち、「素材」として主張されるものが、鉄人の選出基準、鉄人の選出基準等の抽象的なレベルでの選択は、アイディアのレベルであるとして編集著作物としての保護を受けられない結果となるであろう。編集著作物として保護がなされる場面としては、番組の編集方針という抽象レベルをも考慮して最終的に侵害の有無を決定する際に番組の編集著作物性を認める必要がある場面であるといえるであろう。例えば、被告が原告のフォーマットについて、鉄人の選出、挑戦者の選出等について同一人物を採用し、同じ対決ルールを採用した場合

は、たとえ、テーマ食材として別のものを選択したとしても被告の番組は全体としてフォーマットとの類似性を認められる可能性があるということである。つまり、被疑侵害者の制作した番組とフォーマットを全体的に観察した場合に素材の選定方針の共通性、番組全体としての流れの共通性を考慮して最終的に侵害の判断が行われるのが適当ではないだろうか。

アメリカにおけるフォーマットについて著作権侵害を肯定した事例を参照にしながら考えてみると、*Metcalf* 事件では、裁判において主張された各種の素材それぞれについて抽象的なレベルでの選択について保護を与えたように思われるが、実際、被告は原告の提示した物語に接しており、その点から相当程度の類似要素が発生したことが窺えるものであった。そのように考えると、日本法の下においては、四谷大塚問題集事件が示す程度においては抽象的レベルにおける「素材」の保護も可能なのではないかと考えられる。そのように解したとしても、原告被告の両著作物の類似性につき一定の類似点と全体的観察を加味しながら決定するものである。編集方針のみによって抽象的なレベルでのアイデアそのものを直接保護することにはならないと考えられる。したがって、抽象的レベルでのアイデアの保護は論理的には可能であるように思われる。また、編集著作物の規定が、著作物性一般の規定から独立して設けられたものであると解するのならば、⁴⁰⁾ そもそも、編集著作物の選択・配列の創作性については「思想又は感情」という一般的な著作物性の要件を備える必要はないと解することが可能であろう。さらに、選択・配列については、条文中も「表現」するものとは規定されていないため、「素材の選択・配列」自体に創作性があれば保護されると解することも可能なのではないだろうか。

以上のような解釈を正当化できるのならば、テレビフォーマットについて、全てとはいえないものの、日本においては、編集著作物としての保護を与えることが考えられるであろう。

3 テレビフォーマット特有の事情—ジャンルの問題

ここまでの検討において、日本法においてテレビフォーマットは、被告の番組が二次的著作物に当たるとして翻案権侵害を主張する方法と編集著作物として被告が素材の選択・配列についての創作的部分を模倣している主張する方法により救済を受けられる可能性があることを述べてきた。テレビフォーマットという手法での番組制作は、番組のジャンルによっては、二つの方法による主張が成立しにくいものがある。

例えば、ドラマのように、詳細なストーリー、キャラクター像が叙述されたテレビ番組の要素である音楽、美術的な要素を除いては、原稿が存在するフォーマットは著作権により保護することが適当であると考え得るであろう⁽⁴¹⁾。それに対して、リアリティーショーのように、ホストと参加者の任意の掛け合いの相互作用が重要視される番組については、番組内の各イベントがどのタイミングで発生するかを事前に記述的描写することが難しいため、著作権により保護することは難しいといえるであろう⁽⁴²⁾。これらの中間的なところにあるのが、クイズショー、バラエティーというジャンルであると位置づけることができるであろう。

ドラマのように詳細な記述によって制作された番組は、模倣された作品は二次的著作物にあたると考え得るため翻案権侵害を追及することが訴訟上の方策として考えられる。テレビフォーマットについても、同様に、一般的な要素を超えるレベルで詳細な記述により制作される番組のスケルトンに相当する部分は著作権の保護を受けうる可能性があると考えられるであろう。

一方、リアリティーショーのように、行き当たりばったりの出演者のやりとりの結果が作用されるものである場合に著作権による保護がなされにくいのは、当該フォーマットがどのような著作物であるのかを特定できないことが原因であると考え得るであろう。ただし、リアリティーショーのようなものであったとしても、バイブルから制

作されたものであるとして二次的著作物の保護を受けられる形態のものに仕立てることができるとすれば、日本法の下において保護される余地はあるといえるのかもしれない。もつとも、すでに検討したように、フォーマットについて多くの構成要素がある場合については、編集著作物としての保護可能性が考えうるであろう。とりわけ、クイズショーのように番組のホスト、出演者の選択、クイズの問題及び出題方法、勝ち抜きルール、番組のアトラクション等のような多くの組み合わせが可能であるものについては、二次的著作物としての保護より、編集著作物として保護を与えることに向いていないだろうか。

以上のようなジャンルによる保護可能性については、日本では議論が少ない論点であり、なおも検討の余地が残されているといえるが、フォーマットを巡る紛争が発生した場合には検討に値するものであると考えられるであろう。

もつとも、フォーマットの保護は、ジャンルによる特質に違いがあるとしても、*Metcalfe* 事件で見られたように、実際に、著作物へのアクセスが確認できる場合であれば、日本法の下においても、ジャンルに拘らずに依拠性を肯定することができるように思われる。その場合は、抽象的なレベルにおいてではなく、具体的な類似点の観察により侵害の成否を決定することは侵害判断の方法の一つとして考えうるものなのではないだろうか。

四 結びにかえて

アメリカにおけるテレビフォーマットの著作権による保護状況は、事例によって差があり、また、著作権による保護が与えられるか否かは、テレビフォーマットをどのように著作物として特定するかということが重要な要素となっていることが明らかとなった。アメリカにおいて、著作権侵害が認定された事案は、依拠性を重視したことが

侵害判断の基礎となっており、その点については、日本法においても適用しうるものであるように思われる。

アメリカの状況を参照しつつ、日本法における関連事例を見る限りにおいて、日本法がテレビフォーマットを著作権により保護しうる場合は理論的にはいくつかを考えられうるとしても、実際に保護を受けられる場面は必ずしも多くないように思われる。テレビフォーマットは、著作物として特定することが困難であり、抽象的なアイデアに近い部分も相当程度内在しているものであると考えられるためである。そのため、今後、日本におけるテレビフォーマットの紛争が生じた際に、著作権による保護が与えられるとはいえないが、訴訟戦略の検討にあたっての試論を本稿では提示できないかと思う。今後は、知的財産法の他の枠組みのなかで、さらにテレビフォーマットの保護可能性を追究していかなければならない。例えば、テレビフォーマットを保護するための他の方策の一つとしては、不正競争防止法による保護が考えうるであろう。テレビフォーマットの保護は、創作物の保護というよりも、どちらかといえば、テレビフォーマット開発コストという観点から検討することが適当であるという価値判断も十分になしうるであろう。したがって、不正競争防止法による保護についても今後検討を要する問題であると言える。テレビフォーマットの模倣行為について、不正競争防止法による規制可能性については機会を改めて検討することとしたい。

(1) 筆者が平成二九年度に実施した三菱総研受託研究「東南アジアにおけるコンテンツ展開に関する研究」におけるタイ、シンガポール、ベトナムにおいての調査において、現地放送局からのヒアリング調査から得た情報である。

(2) イギリスでは、フォーマットの定義について放送法の改正により、立法化の試みがあったが、廃案に終わっている(An Act to extend Copyright to Programme Formats, 22/11/93, Broadcasting Act.)。

(3) *Tokyo Broad Casting System v. American Broadcasting Companies, Inc., Endemol USA, No. CV 08-06550 MAN*

(C.D.Cal., Oct.6, 2008)

(4) わが国におけるはほ唯一といいつてよい研究として、諏訪野大「テレビ番組フォーマットの法的位置付けに関する考察」法学研究八九巻一号(二〇一六年)一九三頁。

(5) *IPC Media Ltd. v. Highbury-Leisure Publishing Ltd.*, [2004] EWHC (Ch) 2985, [442], [2005] F. S. R. 20 (Eng.)

この事件では、雑誌のフォーマットコピーについて、基本原則に則って判決が下され、そして、判決の中では、テレビフォーマットの場合のアナロジーが示された。結果的に、どのような形であれ、イギリスにおいてはテレビフォーマットの著作権法による保護は難しくなった。

(6) THE FRAPA REPORT 2011, Protecting Format Right, at 10-11, available at https://www.frapa.org/wp-content/uploads/Report/FINAL%20FRAPA_Report_2011.pdf

(7) 紛争数に「き」以下の文献を参照した。

Sukhpreet Singh, *Observations from TV Format Rights Disputes Database*, available at [https://www.comp.ac.uk/tv-formats/Downloads/TVFormatRightsDisputesObservations\(c\)SukhpreetSingh1.pdf](https://www.comp.ac.uk/tv-formats/Downloads/TVFormatRightsDisputesObservations(c)SukhpreetSingh1.pdf)

(8) *Fox Family Prods., Inc. v. CBS, Inc.*, No. CV 00-11482(C. D. Cal. Oct. 2000).

(9) *Survivor Prods. LLC v. Fox Broad. Co.*, 2001 U. S. Dist. LEXIS 25512, At 2-3 (C. D. Cal. Junell, 2001).

(10) *Ibid.*, at 203.

(11) *CBS Broadcasting Inc., v. ABC, Inc.*, 2003 U. S. DistLEXIS 20258, at 1.

(12) *Ibid.* at 4-5.

(13) *Ibid.* at 24-25.

(14) *Ibid.*

(15) *Ibid.* at 21-22.

(16) *Barris/Proser Enterprises v. Goodson-Todman Enterprises*, 5 U. S. P. Q. 2d 1887(S. D. N. Y.1988).

(17) *Ibid.* at 1888.

(18) *Ibid.* at 1891.

- (19) *Ibid.*
 - (20) *Metcalf v. Bochco*, 294 F.3d 1069 (9th Cir. 2002).
 - (21) *Ibid.* at 1074.
 - (22) *Ibid.* at 1075.
 - (23) e.g., *Satana v. Lowry*, 323 F. 3d 805 (9th Cir. 2003). *Rice v. Fox Broadcasting*, 330 F. 3d 1170 (9th Cir. 2003).
 - (24) *Satana v. Lowry*, 323 F. 3d 805 at 811 (9th Cir. 2003).
- この事件は、テレビフォーマットに関するものではなく、クラゲのガラス彫刻について、著作権で保護されていないアイデアと一般的要素の構成される作品についての著作物性が問題とされたものであった。
- (25) *Ibid.*
 - (26) *Rice v. Fox Broadcasting*, 330 F. 3d 1170 (9th Cir. 2003).
 - (27) *Ibid.* at 1180.
 - (28) *Ibid.* at 1179.
 - (29) *Ibid.*
 - (30) 諏訪野・前掲(4)二〇四頁。
 - (31) 諏訪野・前掲(4)二〇四頁。
 - (32) もっとも、アメリカにおいて、編集著作物は、著作物として例示されているものの、日本法とは異なり、編集著作物の保護要件として素材の配列や選択について創作性が求められることは規定されていない。
 - (33) 東京地判平成一六年一二月二四日・平成一五年(ワ)第二五三五号、知財高判平成一七年六月一四日判時一九一一号一三八頁〔武蔵 MUSASHI 事件〕
 - (34) 東京地判平成二年五月二三日判時一四〇四号一四頁〔ザ・心臓事件〕。
 - (35) 東京地判平成五年八月三〇日知的裁集二六卷三号一一五一頁〔THE WALL STREET JOURNAL 抄訳事件〕。
 - (36) 東京地判平成一〇年五月二九日判時一七〇一号一四六頁〔知恵蔵レイアウト事件〕。
 - (37) 東京地判平成一二年三月二三日判時一七一七号一四〇頁〔色画用紙見本帳事件〕。

- (38) 東京地判平成八年九月二七日判時一六四五号一三四頁（四谷大塚問題集事件）
- (39) 蘆立順美「編集著作物の創作的表現の類似」中山信弘先生古稀記念『はばたき—二一世紀の知的財産法』（弘文堂、二〇一五年）五四一頁。
- (40) もっともこの点については、裁判例・学説ともに議論がある。編集著作物規定を創設的なものと捉える立場として、潮海久雄「編集著作権の保護範囲」ジュリスト一一一—一〇号（一九九七年）二三四頁、横山久芳「編集著作権に関する基礎的考察」コピライト四七五〇号（二〇〇〇年）二頁。編集著作物の規定が確認規定であると解するものとして、田村善之『著作権法概説（第二版）』（有斐閣、二〇〇一年）二三頁、渋谷達紀『著作権法』（中央経済社、二〇一三年）七六一—七七頁。
- (41) *supra* note (6) at 11.
- (42) *Ibid.* at 11.